

京都府感染症予防計画の概要

1 策定の趣旨

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもので、京都府では保健医療計画に感染症予防計画を位置づけ。現行計画が令和5年度末に終了することや感染症法の一部改正を踏まえ、保健医療計画の別冊として改定。

2 計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

3 法令根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条

4 基本的な政策目標と基本方針

（1）基本的な政策目標（目指すべき将来像）

感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する。

（2）基本方針

感染症法の改正により、予防計画で定めるべき内容が追加されたため、当該項目を計画へ反映

- ・保健・医療提供体制に関する記載事項の充実
- ・医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定（協定締結により実行性を担保）
- ・京都府保健医療計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画と整合を図る。

（3）感染症予防計画において定めるべき事項

- ①感染症の発生の予防及びまん延の防止
- 【新設】②情報の収集、調査及び研究
- 【新設】③検査の実施体制及び検査能力の向上
- ④医療を提供する体制の確保
- 【新設】⑤患者の移送のための体制の確保
- 【新設】⑥体制の確保に係る目標
- 【新設】⑦宿泊施設の確保
- 【新設】⑧外出自粛対象者等の環境整備
- 【新設】⑨感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針
- 【新設】⑩人材の養成及び資質の向上
- 【新設】⑪保健所の体制の確保
- ⑫緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査、医療の提供
- ⑬感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

5 施策の展開（主な施策）

（１）感染症の発生の予防及びまん延の防止

対 策	内 容
感染症発生動向調査	・京都府及び京都市（以下「府等」という。）による調査の実施と感染症に関する情報の収集・分析・公表体制の整備
積極的疫学調査	・府等による流行状況把握、感染源や感染経路の究明等
ワクチン接種体制の整備	・ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症について、適切な定期予防接種の実施と接種場所、機関等に係る情報の積極的な提供 ・ワクチンに関する正しい知識の普及と府民の理解を得た上での臨時の予防接種体制の整備

（２）情報の収集、調査及び研究

対 策	内 容
病原体に関する情報の収集、調査、研究	・保健所による情報収集、疫学的な調査、分析及び研究 ・京都府保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所等（以下「保環研等」という。）による病原体等の調査、研究、試験検査、情報の収集、分析及び公表 ・感染症指定医療機関による新興感染症に係る知見の収集と分析

（３）検査の実施体制及び検査能力の向上

対 策	内 容
保環研等による検査体制の整備と検査機能の向上	・計画的な人員の確保や配置、研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備 等
民間検査会社等との検査措置協定の締結、協定に基づいた検査の実施	・府等における平時からの協定締結による計画的な体制整備 ・府知事等の要請による医療機関、民間検査会社での検査の実施

（４）医療を提供する体制の確保

①病床

対 策	内 容
病床確保に係る医療措置協定の締結と協定に基づいた病床確保	・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（「第一種協定指定医療機関」の指定と HP 公表） ・府知事要請による病床の確保
入院調整の一元化の検討	・感染症の特性に応じ、入院調整の一元化を早期に検討

②発熱外来

対 策	内 容
発熱外来に係る医療措置協定の締結と協定に基づいた発熱外来の整備	・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（「第二種協定指定医療機関」の指定と HP 公表） ・府知事要請による発熱外来の実施

③自宅療養者等への医療の提供

対 策	内 容
医療提供に係る協定締結と協定に基づいた医療の提供体制の整備等	・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（「第二種協定指定医療機関」の指定と HP 公表） ・協定に基づいた医療提供（オンライン診療等）、委託等による健康観察の実施

④後方支援

対 策	内 容
後方支援に係る医療措置協定の締結と協定に基づいた後方支援体制の整備	・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備 ・府知事要請による後方支援の実施

⑤人材派遣

対 策	内 容
医療機関との医療人材派遣に係る医療措置協定の締結、協定に基づいた医療人材の派遣	・府における協定締結による計画的な体制整備（感染症医療担当従事者、感染症予防等業務関係者の派遣体制） ・府知事要請による医療人材の派遣

⑥個人防護具の備蓄

対 策	内 容
個人防護具の備蓄、供給	・医療機関における協定に基づく個人防護具の備蓄 ・府による個人防護具の調達や医療機関への供給

（５）患者の移送のための体制の確保

対 策	内 容
移送体制の確保	・地域の救急搬送体制の確保にも留意した、消防機関との役割分担の協議、移送に係る覚書等の締結 ・民間移送機関等との役割分担の整理

（６）体制の確保に係る目標

対 策	内 容
数値目標の設定	・病床数、発熱外来機関数、自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関に派遣可能な医療人材数（医師数、看護師数）、個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数、検査の実施能力、地方衛生研究所及び保健所の検査機器の数、宿泊施設確保居室数、研修・訓練を実施した回数、流行開始から１ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数、即応可能な IHEAT 要員の確保数

（７）宿泊施設の確保

対 策	内 容
宿泊施設との宿泊療養の実施に係る協定の締結、協定に基づいた宿泊施設の確保	・府における協定締結による計画的な体制整備 ・協定に基づく宿泊施設における宿泊療養体制の迅速な確保、療養者の健康観察等の情報共有の徹底

（８）外出自粛対象者等の環境整備

対 策	内 容
外出自粛対象者の生活支援・健康観察	・市町村や民間事業者との連携体制・役割分担 ・医療機関や関係団体、民間事業者を含めた連携体制
自宅療養者等支援のためのセンター等の設置	・自宅療養者等を支援するための体制を迅速に整備

(9) 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針

対 策	内 容
府知事による総合調整・指示	・府市連携を基礎として、府知事による総合調整や指示が必要となる場面・要件、情報共有のあり方を整理

(10) 人材の養成及び資質の向上

対 策	内 容
感染症に関する人材の養成・資質の向上	・府等や保環研等による、感染症に係る各種研修への職員の参加促進、府等による講習会等の開催 ・医療機関や医療関係団体による医療従事者に対する研修・訓練（国等が行う講習会等への参加促進を含む）

(11) 保健所の体制の確保

対 策	内 容
保健所における人員体制や設備等の整備	・府等による、保健所における機器等の整備、物品の備蓄 ・業務の外部委託や府における一元化、ICT の活用等を通じた効率化の検討
保健所への応援体制の整備	・府等による IHEAT 要員の確保と保健所への配置 ・府等の人員体制の整備と応援職員の保健所への派遣

(12) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、検査、医療の提供

対 策	内 容
緊急時における国や地方公共団体等との連絡体制	・国、検疫所、近隣府県、市町村等との連携体制の整備

(13) 啓発及び知識の普及、人権の尊重

対 策	内 容
府民への感染症発生予防に係る啓発	・患者等への差別や偏見の排除及び感染症に関する正しい知識の普及
迅速な相談窓口の設置	・府民への感染状況等に係る周知や感染症予防に関する啓発、知識の普及、相談窓口の整備

(14) 検討体制等

- 京都府、保健所設置市である京都市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他の関係機関（高齢者施設等の関係団体等を含む。）で構成される京都府感染症対策連携協議会を設置し、令和5年7月～令和6年2月に予防計画等について協議
- 関係者が一体となった PDCA サイクルに基づく改善